

令和3年8月23日  
埼玉県弓道連盟 役員会

### 新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について

令和3年8月に入ってから新型コロナウイルス（COVID-19）の爆発的感染拡大が起きています。埼玉では連日、曜日ごとの過去最多の新規感染者を数え、8月31日までであった緊急事態宣言も延長されることになりました。この感染拡大は主にデルタ株への置き換わりによって生じているとされますが、報道ではデルタ株はワクチン接種を終えた人にも感染するほどの強い感染力を持っているとされています。また、さらに感染力の強いラムダ株への懸念も生まれています。強い危機感を覚えます。

埼弓連ではこれまで、ガイドラインと各手引きによる感染防止策の徹底等の対応と会員のみなさまの高い意識によって道場がクラスターになることはなく、事業によつての感染者も確認されてきませんでした。しかし、昨今の感染爆発の状況を見ると、これまでと同様の対応では埼弓連会員の安全を守ること、競技団体としての社会的責任を果たすことが難しいと考えざるを得ません。

難しい判断ではありますが、埼弓連役員会として、各支部・各道場に所属するすべての埼弓連会員のみなさまに以下の要請を行います。

- 1、 当面、支部・道場の事業を延期・中止すること
- 2、 当面、弓道教室・〇〇祭等、埼弓連会員以外の方が集まる事業を延期・中止すること
- 3、 当面、有志による弓道勉強会、研究会等の集まりを延期・中止すること
- 4、 弓道稽古の場では埼弓連ガイドラインを厳守すること。
- 5、 事業が実施され参加する場合には密閉・密集・密接のうちのひとつでも生じないように各自が注意し行動すること。なお、自身の健康状態に不安がある場合は勇気を持って事業参加を見送ること。
- 6、 弓道場以外の場であっても感染予防に万全を期すこと。日常的にマスク着用・手洗い・うがいなど基本的感染予防対策を実行するとともに、やむを得ない場合を除き不特定多数が集まる場所に行くことはできる限り避けること。
- 7、 万一、新型コロナウイルスに感染した場合、または濃厚接触者となった場合は速やかに道場責任者に連絡し保健所の指示に従うこと。道場責任者は支部長を通じ埼弓連に連絡すること。

ワクチン接種と治療薬開発が進む中、新型コロナウイルスとの戦いは最後のそして最大の頑張りが必要な段階になっています。埼弓連会員のみなさまのご協力をお願いするとともに、会員のみなさま、ご家族のみなさまの健康をお祈り申し上げます。

\*「役員会」は埼弓連会則にはありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大への迅速な対応のため、令和3年第1回理事会において会長・理事長・各専門委員長等の構成員で設置することが決議されました。今回は当面、常任理事会・理事会を開催する予定がないため役員会からの要請といたします。

以上